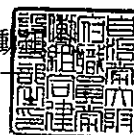


2015年2月12日

住宅まちづくり部長 堤 勇二 様

自治労大阪府職員労働  
建設支部長 寺尾 浩



### 労働条件等に関する要求書

住宅まちづくり部に働く職員の労働条件向上と健康で働きやすい働きがいのある職場を作るため次のことを要求します。誠意を持って回答されたい。

1. 労使慣行については厳守するとともに、労働条件の変更にあたっては、必ず事前協議を行うこと。
  2. 年間総労働時間1700時間を達成するために、次のことを行うこと。
    - ① 各課(室)、各事務所の年休、夏期休暇、ゆとりの日の取得を促進すること。また時間外労働を縮減すること。
    - ② 一日の労働時間を7時間30分とすること。
    - ③ 年休、夏期休暇を完全取得させるとともに夏期休暇等の日数を増やすこと。
    - ④ 恒常的残業をなくすため、月30時間、年間150時間を上限とし、事前に時間外命令をすること。また夜9時以降の残業を禁止するとともに、ゆとりの日を徹底すること。
    - ⑤ 休日出勤は必要最小限とすること。
  3. 職員の健康を守るため、次のことを行うこと。
    - ① 新VDT作業ガイドラインに沿った職場環境改善を推進すること。また、労働安全衛生対策を講ずること。
    - ② 「電子府庁」化に伴い、全職員にVDT特別検診を受検させること。また、検診内容を充実させること。
    - ③ 休憩時間を守らせること。また、休養室、男子更衣室を所属ごとに設置すること。
    - ④ 各職場の安全衛生委員会を定期的開催すること。また、職員の心身の健康管理・メンタルヘルス、パワハラに関する研修会の開催に努めること。
    - ⑤ 遠距離の日帰り出張による健康被害を防止すること。
  4. 働きやすく働きがいのある職場を作るため、次のことを行うこと。
    - ① カードリーダーによる退勤時間と申請された超勤時間の比較調査を行なうなどにより退勤管理を適正に行うこと。
    - ② 建設災害の防止のため安全対策を強化すること。
    - ③ 府営住宅の大阪市移管に伴い、職員の労働条件に大幅な変更が生じる場合は事前協議すること。
    - ④ 震災等大規模災害時に職員が救援活動を十分に行える服装などの装備や、食料、水、毛布等を備蓄すること。
    - ⑤ 休息時間を復活すること。
  5. 次の諸手当について改善すること。
    - ① 旅行雑費を復活すること。
    - ② 時間外手当の支給率を(125/100及び135/100を150/100に、150/100及び160/100を200/100に)改善すること。
    - ③ 特殊現場手当を引き上げること。
  6. 通勤時間は一時間以内とすること。
  7. 咲洲庁舎について、防災上の観点から職員の安全を確保すること。  
職場環境についてはとりわけ空調に問題があるので早急に点検改善すること。
  8. 分会、班の要求については、誠意を持って回答すること。
- <要望事項>
1. 要求事項4に関連して
    - ① 人員配置については、適正配置に努めるとともに、支部・分会からの人員要求に誠実に応えること。また、欠員が生じた場合は、速やかに補充すること。
    - ② 2015年度の技術職員の人員採用計画を明らかにすること。
    - ③ 年間業務の執行計画を立て、計画的執行を行うこと。
    - ④ 職場のスペースを拡大すること。
    - ⑤ 故障頻度の高い公用車は、速やかに買い換えること。
    - ⑥ 地方公務員法による「自動失職」に関する特例条項を設ける分限条例の改正を行うよう関係部局に働きかけること。
    - ⑦ 公務上使用する名刺は、公費で負担すること。
    - ⑧ 実情に応じて喫煙所を設置すること。
  2. 人事異動については、公正、明朗に行い本人希望を尊重すること。
  3. 相対評価は撤回すること。
  4. 昇任については、公正、明朗に行うこと。また、技術職員の処遇を改善し、三類選考を拡大すること。
  5. 災害派遣の次年度以降の予定を明らかにすること。また派遣される職員の現地での処遇に留意すること。  
また日常業務に支障のない形で派遣すること。
  6. 府有建築物の修繕計画を作成し、維持管理を充実させるよう関係部局に働きかけること。
  7. 府営住宅の半減方針を撤回し、セーフティネットとしての機能の拡充や高齢者住宅として活用すること。
  8. 府営住宅の指定管理者制度の検証と今後の方針を明らかにすること。
  9. 府政の情報公開をいっそう推進するとともに、汚職の防止はもとより公正な行政運営をすること。
  10. 入札制度の改善に合わせて、必要となる人員等の確保に努めること。
  11. 天下りについて反対し、庁内の人材の育成、登用を図ること。
  12. 外国人、非正規労働者等に対する入居差別をさせないような施策を講ずること。
  13. 組合事務所を設置すること。